

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	義務教育就学児医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、義務教育就学児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	義務教育就学児医療費助成に関する事務			
②事務の概要	・青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例にもとづき、青梅市の区域内に住所を有する児童を養育している者に対し、児童にかかる医療費の一部を助成する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 申請書および届出書の審査 2 受給者の認定 3 受給者管理 4 Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携にかかる公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務にかかる対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付けおよび登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務にかかる公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。			
③システムの名称	TASKクラウド・福祉総合システム(児童福祉)・団体内統合宛名システム・中間サーバー・Public Medical Hub (PMH)			
2. 特定個人情報ファイル名				
子ども医療費助成受給者情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例4条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第9号 ・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	こども家庭部 こども育成課			
②所属長の役職名	こども育成課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども家庭部 こども育成課 手当・医療係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としているため。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[☒] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っているため。アクセス権限の発効・失効の管理を行っているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	法令上の根拠	青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	・番号法第9条第2項 ・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成29年7月27日	②法令上の根拠	・番号法第19条第14号および ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号にもとづき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(特定個人情報保護委員会規則)	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	子育て推進課長 浦野 明子	子育て推進課長	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号	情報照会の根拠 ・番号法第19条第9号	事後	
令和4年1月6日	③システムの名称	福祉総合システム(児童扶養手当サブシステム)・団体内統合宛名システム・中間サーバー	TASKクラウド・福祉総合システム(児童扶養手当サブシステム)・団体内統合宛名システム・中間サーバー	事後	
令和4年12月15日	③システムの名称	TASKクラウド・福祉総合システム(児童扶養手当サブシステム)・団体内統合宛名システム・中間サーバー	TASKクラウド・福祉総合システム(児童福祉)・団体内統合宛名システム・中間サーバー	事後	
令和5年4月1日	「5.評価実施機関における担当部署」および「8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」	子ども家庭部 子育て推進課 子育て推進課長 助成係	こども家庭部 こども育成課 こども育成課長 手当・医療係	事前	組織改正による変更
令和6年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和元年12月1日	令和6年11月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月29日	②事務の概要	・青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例にもとづき、青梅市の区域内に住所を有する児童を養育している者に対し、児童にかかる医療費の一部を助成する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 申請書および届出書の審査 2 受給者の認定 3 受給者管理	・青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例にもとづき、青梅市の区域内に住所を有する児童を養育している者に対し、児童にかかる医療費の一部を助成する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 申請書および届出書の審査 2 受給者の認定 3 受給者管理 4 Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携にかかる公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務にかかる対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付けおよび登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務にかかる公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH連携のため
令和7年9月29日	③システムの名称	TASKクラウド・福祉総合システム(児童福祉)・団体内統合宛名システム・中間サーバー	TASKクラウド・福祉総合システム(児童福祉)・団体内統合宛名システム・中間サーバー・Public Medical Hub (PMH)	事前	PMH連携のため
令和7年9月29日	しきい値判断いつ時点の計数か(対象人数・取扱者数)	令和6年11月1日	令和7年7月1日	事前	PMH連携のため